

空き家の解体
お手伝いします！

仙北市 空き家等対策支援事業

解体処分費
の1/2
(上限20万円)

空き家等を解体・処分しようとする所有者で、財政援助の必要な方に対し、解体処分費の一部を補助します。

対象となる空き家等

次の要件の全てに該当すること。

- (1) 市内に所在する居住家屋とこれに付属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地
- (2) 築40年を経過しているもの
- (3) 空き家及びその空き家が存在する土地に物権・賃貸権等が設定されていないこと

対 象 者

次の要件の全てに該当すること。

- (1) 登記簿謄本または本市の固定資産台帳に登録されている空き家の所有者またはその相続人
- (2) 申請者の年間総所得金額が460万円以下
- (3) 所有者または登記名義人が、市税等を滞納していない
- (4) 本要綱に基づく補助金の交付を受けたことがない

対 象 工 事

次の要件の全てに該当すること。

- (1) 市内の法人・個人事業者で、県知事による解体工事業登録を受けたものまたは建設業法の規定による土木工事業や建築工事業の許可を受けたものが請負う解体工事
- (2) 敷地内の空き家等(立木その他の土地に定着する物を含む)と付属する工作物(車庫・小屋など)全てを解体・処分する工事であること
※空き家だけを解体し、付属建物を残す場合は補助の対象となりません。
- (3) 公共工事の移転建て替えその他の補償等の対象物件工事でないこと

【申請手続き】

補助金の交付を受けようとする方は、工事着手前に、交付申請書(様式第1号)に所得証明書、解体工事見積書、現況写真などの必要書類を添えて申請してください。

【注意】解体された事後の申請は受付できません。

*この補助事業は予算の範囲内で実施しますので、予算の上限に達した場合は、年度途中でも申請の受付を終了させていただく場合があります。

*建物を解体した場合は、住宅用地に対する課税標準の特例の対象外となり、土地の固定資産税の額が高くなる可能性があります。
詳細については税務課(☎0187-43-1117)にご確認ください。



申請を希望される方は、事前にご相談ください。

申請・問合せ先

仙北市 企画部 まちづくり課 ☎ 0187-43-3315

〒014-1298 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30

▼▼▼ 関係書類は仙北市ホームページからダウンロードできます ▼▼▼

https://www.city.semboku.akita.jp/news_topics/whatsnew.php?id=2855



[R6.8.1]